

# 第 9 回

## 鹿角市農業委員会総会議事録

令和4年12月20日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第9回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 (9名)

2番	小笠原	正光	4番	安保	春喜
7番	阿部	聖	8番	福島	美紀子
9番	成田	彩子	10番	阿部	弘子
11番	児玉	廣進	12番	柳沢	誠
13番	兔澤	悦雄			

4 欠席委員 (4名)

1番	田口	元	3番	中村	和廣
5番	石鳥谷	義行	6番	高谷	秀和

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第41号 非農地証明申請について

議案第42号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長 山崎 孝人 主任 柳澤 将太

7 議事録署名委員 7番 阿部 聖 委員

8番 福島 美紀子 委員

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、皆様ご起立のほうよろしく願いいたします。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席9名でございます。欠席委員は、1番田口委員、3番中村委員、5番石鳥谷委員、6番高谷委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いた
------	---

<p>会 長 事 務 局 長</p>	<p>します。 ただいまより鹿角市農業委員会第9回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方お願いいたします。</p>
<p>議 長 委 員 一 同 議 長</p>	<p>それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任 願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それではご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 7番の阿部(聖)委員、8番の福島委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の山崎局長と柳澤主任を指名いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>それでは、最初に、報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、 事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを 報告します。 農地別内訳ですが、2件、田んぼが2筆、4,979㎡、畑が1筆、2,762㎡ です。 3ページをお開きください。  第18条第6項 【受付番号60番を議案書を基に説明】  解約の理由ですが、農地転用を予定しているためとなっております。 こちらは、事業者が蓄電池を置く箇所となっております。  【受付番号61番を議案書を基に説明】  解約の理由ですが、後継者に贈与するためとなっております。 今回、申請者の父親から子供に3条で生前贈与を行うような申請が来ておりますの で、ご審議のほうよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問があればご発言をいた だきたいと思います。</p>

<p>委員一同 議長</p> <p>委員一同 議長</p>	<p>何かございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、所有権移転、有償が3件、田んぼが5筆、6,789㎡、畑が1筆、350㎡、無償移転が1件、田んぼが5筆、1万3,044㎡、畑が1筆、97㎡です。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>第3条</p> <p><b>【受付番号26番を議案書を基に説明】</b></p> <p>説明なんですけれども、認定新規就農者で事業によって今まで農作業をしております、今期で認定新規就農者が終わって認定農業者になるということで、今までは農地を借りてあったんですけれども、その当時の認定新規就農者の要件で、貸し借りじゃなくて農地を取得してくださいという要件でその当時は事業が進んでおりました。なんですけれども、現在の新しい認定新規就農者の場合は、借りてていいということに変更になっていまして、これは当時の古い運用ですので、農地を取得しなきゃいけないということで今回取得するようです。</p> <p><b>【受付番号27番から28番を議案書を基に説明】</b></p> <p>この土地なんですけれども、国土調査の際に筆界未定地となっております、2筆くらい入っているんですけれども、その筆界未定地に入っている土地の所有者に境はここでいいですよという同意をちゃんと得ておりますので、今回、3条で書類を受け付けたということになります。</p> <p>一応、県のほうに確認したところ、筆界未定地であったとしても農地の売買は可能だと。その際は、筆界未定地に入っている人たちに同意は絶対もらわなきゃいけないんですけれども、農地を取得する、今回であれば申請者がその土地は筆界未定地で、そういう不利益がある土地だよというのを説明してあげてくださいと。だから、筆界未定地だからといって農地の売買はできないというわけではない。</p>

【受付番号29番を議案書を基に説明】

こちらなんですけれども、申請が11月にありまして、税務台帳で宅地、登記帳簿は畑になっています。何でかなと思って私も見に行ったら、確かに一部アスファルト敷いてあって、砂利みたいに敷いてあったんですね。これではちょっと畑としては見れないなという話になりまして、その後、それであればちゃんと畑に戻すということで、11月中旬ぐらいに土を盛りまして、ちゃんと畑になっているのを確認していますし、現地確認に行った石鳥谷さんと福島さんも確認いただいています。

ちょっと一部アスファルト残っているんですけれども、それはトラクターとか軽トラを置くために残しておいても200㎡、そういう小屋とか道路を含めた200㎡までは転用要らないとあるので、それに含まれているので、まず問題はないかなと確認してきております。

続きまして、一覧表をご覧いただきたいと思います。

一覧表の1ページです。

受付番号26番につきましては、生前贈与のため確認しておりません。

27番から29番まで、11月28日に確認をいただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。

以上です。

議長 ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より、補足があればご発言をいただきたいと思います。8番の福島委員はどうですか。

福島委員 特にありません。今、柳澤さんの説明のとおりでしたので、問題ないと思われまして。お疲れさまでした。

阿部委員 他の委員より何かご質問があればご発言願います。阿部委員。

7番阿部です。受付番号29番、先ほど説明ありましたが、経営規模の拡大というところで、畑としての使用だと思うんですが、それにしても取引額結構大きいなど。行く行くはというところあるのかなと、ちらっと見え隠れしているなど。

事務局 そうですね。ちょっと高いなと思ったんですけれども、まず、金額についてはちょっと。

議長 また、申請者の親族が隣接地に住んでおり、管理可能と考えております。

安部委員 安部委員。

4番安部ですけれども、あの辺はみんな我々も借りてソバやっているんですけれども、宅地課税になっているところが結構あるようです。（「なるほど」の声あり）そうならば、売買となれば、売るほうはその金額という形になってしまうので。（「こういう感じ」の声あり）こういう感じになるようです。（「分かりました」の声あり）

議長 ほかにはございませんか。

よろしいですか。

委員一同 （「なし」の声）

議長 それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。

委員一同 （「異議なし」の声）

議長 そのように決定します。

議 長 事 務 局	<p>次に、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の7ページをお開きください。</p> <p>議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請が、別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が1件、田んぼが1筆、144㎡です。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p><b>【受付番号1番を議案書を基に説明】</b></p> <p>転用の理由ですが、駐車場・雪捨場として利用するためとなっております。こちら、全委員案件です。</p> <p>続きまして、位置図の1ページをご覧ください。</p> <p>こちらの申請地の場所に店舗があるんですけども、ちょっと南側に下って、鳥居のところをくぐっていきまして、左手にある集落の中にある農地になります。</p> <p>2ページを開いていただきますと、こんな形で土地がありまして、ここを駐車場と雪捨場で使うということで申請が上がってきています。</p> <p>それで、所有者の方の住宅、結構広いんですけども、この会社の役員の人で、近くに会社があるせいか車を置く場所として使われ、自分の車を置く場所がないということで、ここを、令和2年度に3条で買ってあったんですね。買ったんですけども、当時、自分で申請しなくて、不動産屋が仲介してあった土地なんです。そのため、本人としては、土地を買ったんだけど、農地を買ったんだか、雑種地を買ったんだかちょっと分からなかったと。今になり農地だったと気づいたようで、慌てて農業委員会に相談してきて、今回申請が上がってきています。</p> <p>本人も、農地だということに気づかなかったので、今後は気をつけますということで、書類をいただいておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次、一覧表をご覧くださいまして、こちらは11月28日に確認いただきまして、事前にまず、もう手をかけてしまったなということで仕方ないなということで、支障なしとして、一応、周りに影響あるかということを見てもらって、そこに関しては支障はないなということで判断いただいております。</p> <p>以上です。</p>
議 長 福 島 委 員	<p>ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地確認を行った委員より補足があればご発言いただきたいと思ひます。福島委員、どうですか。</p> <p>福島です。特に問題は、追認ですので、既に駐車場、駐車できるような形になっていましたので、それは差し障りないと思ひます。周辺、農地らしいというか、空き地がありまして、多分、これも小さな田んぼか何かだったんじゃないかなと予測できます。あまりにも小さかったので、既に水路がちゃんと通らなかつたんだか田んぼとしての機能は、もう周辺の空き地にもなかつたんですけども、畦畔の跡みtainのが見えているような格好でしたので、多分、この方も農地と判断するのにちょっと難し</p>

議 長	<p>い道路があったのではないかなと思われます。</p> <p>他の委員より何かご質問があれば、ご発言願います。</p> <p>よろしいですか。</p>
委 員 一 同	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>そのように決定します。</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、次に、議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の9ページをお開きください。</p> <p>議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請について。</p> <p>通達に基づき、承認申請が別紙のとおりだったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が3件、田んぼが5筆、2, 392㎡、畑が1筆、466㎡。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p><b>【受付番号5番を議案書を基に説明】</b></p> <p>こちら、後ほど図面で説明しますが、当時は2階建てを建てる予定だったんですけれども、今回は平屋にするという理由で変更が来ております。</p> <p><b>【受付番号6番から7番を議案書を基に説明】</b></p> <p>続きまして、位置図の3ページをお開きください。</p> <p>こちらですけれども、施設の南東側に位置している集落の中にある農地となります。4ページと5ページを開いていただきますと、変更前が4ページ、変更後が5ページになっております。先ほど説明したんですけれども、当時は2階建てを建てる予定だったんですけれども、今回は平屋にするということで申請が上がってきております。</p> <p>本来、平成19年に建てる予定だったんですけれども、申請者が関東におりまして、早期退職して地元に戻ってこようということで申請が上がっているんですけれども、どうしても辞められない理由があったようで、辞められないためにちょっと家が建てられないということで、許可をずるずる延ばしたと。なんですけれども、本来、これ取下げしてもらわなきゃいけないんですけれども、当時どういう手続をしたのか分からないけれども、そのまま許可が残ってあるので、今回、変更が出てきたということです。一応、造成はしてあって、ちゃんとL字入れて、砂利はあったんですけれども、ここまでやって建てなかったんだなと思って、ちょっと現地見てきました。</p> <p>次、6ページを開いていただきますと、受付番号6番の内容を申し上げます。</p> <p>こちらは、JAの支所の西側にある農地を造成した形となります。ちょっと見づらくはございますけれども、7ページが以前計画図で、8ページが現在の造成した後ということになります。</p>

どこが変わったかという、右側の堆雪場がちょっと広くなりました。それと、もともとフラットに土を盛る予定だったんですけども、やっぱり雪の関係で堆雪場だけ少しだけ盛って、あとはちょっとこのところに雪が入るように下げている形になっている。そのほかのところはちゃんと盛っている形になります。

次、9ページをご覧くださいますと、受付番号7の申請になります。

こちら、寺院に附属していた農地のところに駐車場をつくるということで申請が上がってきています。

10ページをご覧くださいますと、前回の申請から変わりはないということで申請が上がっております。

こちら、何で事業計画が延びたかといいますと、もともとの所有者の人が登記簿をなくしてしまっていて、登記簿をなくすときに、こういう土地を売買するときって、申請をした後に法務局からはがきが来るんです。それに実印を押して、本人が法務局に持っていかないとその登記が進まないんです。なんだけれども、その当時の所有者が転勤する人だったみたいで、何回通知を送っても、期限に間に合わないで持っていかなかったということで、ずるずるずるずる延びて、ようやく登記が終わったのが今年の7月だったということで、さらに今年の大雨等の影響で、工事業者も全然手をかけられなかったと。そういう2つの要因があって、工事が全く進まなくなったということで、ちょっと来年12月まで延ばしてほしいということで、今回、変更が上がってきておりました。

続きまして、こちらの現地確認一覧表の2ページ、裏ですね。ちょっと確認いただきますと、受付番号5番から7番までにつきまして、11月28日に、過般に確認いただいて、いずれも支障なしと判断いただいております。

以上です。

議長 長 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちら現地確認に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思っております。成田委員はどうですか。

成田委員 今、事務局さんのほうから説明があったとおりで、何も問題はありませんでした、両方とも。

議長 長 安保委員はどうですか。

安保委員 寺院のほうですけども、くいが打たれてしまっていて、もうやろうとしている中で、やっぱり業者の問題なのか、遅れているようでしたので、問題ないと思っております。

議長 長 阿部弘子委員はどうですか。

阿部委員 私も問題ないと思って見てまいりました。「この場所は平場というか」の声あり) ちょっと一段高くなっている。「高い、高いところ」の声あり) はい。「それを造成っていうかならして駐車場にすると」の声あり) 多分、上りをつけてやる。道路をつけるのかな。お寺の土地よりは高くなっているんで道路がつく。「高い」の声あり) はい。進入路のところがあると思っておりますけれども、そこからちょっと、何ぼあるかな、70センチ、1メートルはないんですけども、そのぐらい高いところに。「ちょっと高いところ」の声あり) はい。

議長 長 ほかの委員より何かご質問があれば発言いただきたいと思っております。「雨降っても崩れるようなそういうおそれはないですか、大雨来たとき」の声あり)

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員一同</p> <p>議長</p> <p>委員一同</p> <p>議長</p>	<p>今までも畑としてやっているところなので、多分、崩れやすいほうが進上路、道路になっていましたので、多分そこが入る部分だと思っていました。なので、前よりはよくなるんじゃないか、反対に。水の流れが上から来たのが下りていかなくなるんじゃないかなというふうに見てきました。</p> <p>ほかの委員、何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第41号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>議案第41号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、1件、畑が1筆、200㎡です。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p><b>【受付番号13番を議案書を基に説明】</b></p> <p>こちら、位置図の11ページをご覧ください。</p> <p>こちらですけれども、高校から東に行きまして、集落に入る手前、高速を越えて手前になります。ちょっと見づらいんですけども、周りも大分木になっていまして、この木生えているんですけども、最近、今年、まずずばっと切ったわけなんです。それで、ちょっと現地を見に行っただけなんですけれども、まだ切り株が残ってて、どうこれはもうできないという話でまずなっただけなんですけれども、地目をこれはどうしようかとなって、ちょっと法務局に相談してみたんですよ。切り株あるときって山林になるんですかと聞いたら、切り株あったとしても山林じゃなくて、ちょうど原野と山林の間なんだけれども、そういうときは原野にしてくださいということで、今回は原野で申請してきているようでした。周りを見ても、この図面のほう、ちょっと見えないんですけども、左側にちょっとぼかんと空間ありますけれども、水道の機械の置場みたいな(「配水池」の声あり)、配水池、(「水道の」の声あり)水道の。(「要は水の入れるタンクがあるんです」の声あり)タンクですか、そういう機械が設置されてあって、周りもやっぱり原野、切り株残っていたり、原野化してあったので、ここ非農地であったとしても周りには特段影響ない。それで、南側に家とかあるんですけども、そこは一応道路で区切られているので、家庭菜園か庭か分らなかったですけども、そちらにもまず影響はないかなという形で見えてきております。</p> <p>続きまして、現地確認の一覧表の2ページをご覧ください。</p> <p>こちら、11月なんですけれども、11月に確認いただきまして、まず原野で妥当だということで判断をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地確認に行った委員より、何か補足があれば発言をいただきたいと思います。児玉委員、どうですか。
児 玉 委 員	今、説明されたとおりですけれども、そこだけちょっと高くなっているんですね。ここの三角の場所。だから、周りも何もなくて切り株だけが残っている状態で、申請は妥当と考えられます。
議 長	ほかの委員より何かご質問があれば発言願います。（「周りは影響ない」の声あり）
事 務 局	はい、誰もつくってなかったです。
議 長	ほかには何か聞きたいことございませんか。
	よろしいですか。
委 員 一 同	（「なし」の声）
議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	（「異議なし」の声）
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第42号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	13ページをお開きください。 議案第42号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が6件、田んぼが17筆、4万4,486㎡、畑が5筆、1万4,387㎡、6年から9年が2件、田んぼが23筆、1万8,636㎡、10年以上が5件、田んぼが7筆、2万804㎡、畑が2筆、3,774㎡。 14ページをお開きください。  利用権設定 【受付番号268番から280番を議案書を基に説明】
議 長	ただいま説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言願いたいと思います。柳沢委員。
柳 沢 委 員	12番柳沢です。269番の申請者なんですけれども、A字だけですか、これ。田んぼで来てるのは。というのは、B字という田んぼがあったんです、2枚ほど。（「他4筆って書いてある」の声あり）
事 務 局	入っています。ちなみに、これ、田んぼとしてまとめてしまっているの。（「ああ、そういう」の声あり）A字の9-3とB字の30-1、31-1、32-1、33-1を貸すということです。
柳 沢 委 員	分かりました。ちょっと、えっと思って。隣なもんで。
事 務 局	B字のほうが大きいですね。全部で7反歩ぐらい貸している。
柳 沢 委 員	そうですね、貸しているのは。分かりました。
議 長	ほかには何かございませんか。 どうぞ、阿部委員。

阿部聖委員	7番阿部です。270番の5, 703㎡のうち2, 520㎡、田んぼとしてのあれ ですよ。
事務局	そうです。田んぼとして。
阿部委員	1筆の中を。
事務局	そうですね。
阿部委員	蔵を建ててという。
事務局	そうです。ちょっと使い方によってこういう形で一部だけ借りるということになっ ています。
阿部委員	なるほど。
事務局	ちょっと私も何でかなと思って。
阿部委員	ちょっと何でかなと思いました。残ったところは地主さんが管理する。
事務局	管理すると。「半分ぐらいは」の声あり 何かこう、真ん中を借りる感じでしたね。私も何でこういう形なんだろうなという。 私も直接話をしたわけじゃないけれども、まず昔からここを借りてあったということ で、そういう借り方にしている人でした。 ちょっと真ん中が田んぼで。「真ん中が田んぼ」の声あり) ですね。周りはちよっ と畑、大きく分けて縦に1、2、3とあって、真ん中が米で、この両サイドは畑っ ぽく使われているらしくて。
阿部委員	もとから分割して利用してきたという。
事務局	そうですね。大きい土地の中に分割して使われていたという部分。
議長	ほかには何か聞きたいことございませんか。設定も含めましてよろしいですか。ど うぞ、小笠原委員。
小笠原委員	2番小笠原です。274番のは再設定で亡くなっている方の名前とかって出ていま すね。これって、そのままもう通してやっていくと。この貸している人、亡くなっ てるんすべ。
事務局	はい。
小笠原委員	これはもう亡くなった人の名前でそのまま、この機会にこう。
事務局	一応、来たときには、一応。
小笠原委員	直してはない。
事務局	法律変わるので、今後過料の可能性もあるので、変えたほうがいいですよとは伝えま す。でもやっぱりなかなかやり方も分からないというのと、お金かかるというので、 なかなかできないという方が結構多いですね。
小笠原委員	なるほど。
事務局	やっぱり、過料の可能性もあるよと言うと、おっとみんななるんですけれども、な かなかやるっていうとこまでいくのってなかなかないなと思って。やっぱり、今、 集約とかの事業をやるってなれば、じゃあやるかってなるんですけれども、やっぱり ただ貸し借りしている、今までも耕作できたっていう頭もあるせいで、ちょっと相続 まで、一応こっちでは案内はするんですけれども、結びつかないというのはちょっと ネックかなと。
小笠原委員	後々困るんだからさ。

事務局	<p>そうですね。結構困るんですね。結局、今は貸し借りできてたりするんですけども、やっぱり、誰か、例えばもともとの所有者死んでます、奥さんも死んでます、子供3人います、子ども3人のうち1人死んでて、2人生きてるから2人からもらえればいいやってなっても、この2人が死んだときになると、また印鑑とか同意をもらわなきゃいけないからどんどん増えていくので、早めに手打ったほうがいいですよって言うんですけども、やっぱりなかなか進まないところなんですよね。そのために、やっぱり法務局も過料という厳しいことを言っているんじゃないかなと思っています。</p>
小笠原委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかには何かございませんか。よろしいですか。</p>
委員一同	<p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>そのように決定します。</p>
	<p>以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。</p>